

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月19日

国立大学法人豊橋技術科学大学

契約担当役

事務局長 辻 敏 明

1 工事概要

- (1) 工 事 名 国立大学法人豊橋技術科学大学高師住宅1号棟他屋上防水改修工事
- (2) 工事場所 愛知県豊橋市北山町東浦1-7 北山町団地内
- (3) 工事概要 本工事は、高師住宅1号棟（鉄筋コンクリート造，地上5階建，延べ面積1,354㎡，建築面積274㎡）他3棟の屋上防水改修を行うものである。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成25年3月28日（木）まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則第3条第1項及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平成23,24年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が，A，B，C，D等級又は防水工事に係る平成23,24年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が，A，B，C等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については，手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成14年度以降に，元請として完成・引渡し完了した，鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の事務所・庁舎・校舎・研究施設・図書館・共同住宅・宿舎で，屋上防水の改修工事（防水施工面積600平米以上）又は新設

工事（防水施工面積300平米以上）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該工事の契約書及び図面の写を提出できるものに限る。

経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ① 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
 - ② 平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照。）。）
- (8) 愛知県内、静岡県内又は岐阜県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。（入札説明書参照。）。）

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

国立大学法人豊橋技術科学大学施設環境課施設総括係

TEL 0532-44-6532

FAX 0532-44-6536

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
- ①期間 平成24年11月19日(月)から平成24年11月29日(木)までの(土曜、日曜及び祝日を除く)9時00分から17時00分まで。
- ②方法 電子入札システムの本件案件概要及び豊橋技術科学大学ホームページにて交付する。
豊橋技術科学大学トップページ：企業の方：工事入札情報
<http://www.tut.ac.jp/sitemap/company.html>
入札説明書の交付に当たっては、無料とする。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
平成24年11月19日(月)から平成24年11月29日(木)までの(土曜、日曜、祝日を除く)9時00分から17時00分まで。
上記3(1)に同じ 持参すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、平成24年12月20日(木)16時00までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記3(1)に持参すること(郵送による提出は認めない)。
開札日時：平成24年12月21日(金)10時00分
開札場所：〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
国立大学法人豊橋技術科学大学事務局大会議室(電子入札システム)

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 納付
ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことができる。

- (5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 手続における交渉の有無 無
- (10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (11) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

「国立大学法人豊橋技術科学大学高師住宅1号棟他屋上防水改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成24年11月19日

2 国立大学法人豊橋技術科学大学
契約担当役
事務局長 辻 敏 明

3 工事概要等

- (1) 工 事 名 国立大学法人豊橋技術科学大学高師住宅1号棟他屋上防水改修工事
- (2) 工事場所 愛知県豊橋市北山町東浦1-7 北山町団地内
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成25年3月28日（木）まで。
- (5) 本工事は、競争参加資格確認通知書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を施設環境課施設総括係に、下記6（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則第3条第1項及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平成23、24年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A、B、C、D等級又は防水工事に係る平成23、24年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A、B、C等級の認定を受けていること（会社更生法「平成14年法律第154号」に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の事務所・庁舎・校舎・研究施設・図書館・共同住宅・宿舎で、屋上防水の改修工事（防水施工面積600平米以上）又は新設工事（防水施工面積300平米以上）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該工事の契約書及び図面の写を提出できるものに限る。
経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
 - ② 平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（4）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技

術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがる。
 - ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第13第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 愛知県内、静岡県内又は岐阜県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質適に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若くは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。
 - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
 - (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知り

ながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

- ③ 「当該状態が継続している者」については、当該事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 担当部局

〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
国立大学法人豊橋技術科学大学施設環境課施設総括係
TEL 0532-44-6532
FAX 0532-44-6536

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：平成24年1月19日(月)から平成24年1月29日(木)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

- ② 提出先：上記5に同じ。

- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は持参により行う。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全項数表示すること。(頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇)

申請書の受付票は、申請書及び資料の受付を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。

なお、①同種工事の施工実績、②配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成14年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し引渡が済んでいるものに限り記載すること。

- ① 同種工事の施工実績(別紙様式2・別紙1)

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料(契約書、平面図等の写し等)を提出すること。

ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

- ② 配置予定の技術者(別紙様式2・別紙2-1, 別紙2-2)

- i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満た

すこと。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

ii) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者名を記入すること。なお、同種工事の経験については1者の監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成24年12月6日（木）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約責任者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求められることができる。

- ① 提出期限：平成24年12月13日（木）17時00分
- ② 提出先：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：書面により提出場所に持参するものとする。

(2) 契約責任者は、説明を求められたときは、平成24年12月20日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：平成24年11月19日（月）から平成24年12月13日（木）までの（土曜、日曜及び祝日を除く）9時00分から17時00分まで。
- ② 提出先：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：ファックスにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は次のとおりファックスにより回答に供する。

- ① 期間：平成24年12月17日（月）（土曜、日曜及び祝日を除く）17時00分まで。

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時：平成24年12月20日（木）9時00分から16時00分まで

(2) 入札場所：〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

国立大学法人豊橋技術科学大学施設環境課施設総括係（電子入札システム）
電話 0532-44-6532

- (3) 開札日時：平成24年12月21日（金）10時00分
- (4) 開札場所：〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
国立大学法人豊橋技術科学大学事務局大会議室（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約責任者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記5に持参すること。郵送又は電送（ファックス、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。（有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証書による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

12 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、細目、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。
 - ・Microsoft Word（Word2003形式以下で保存）
 - ・Microsoft Excel（Excel2003形式以下で保存）
 - ・justSystem 一太郎（2007形式以下で保存）
 - ・PDFファイル（Acrobat8以下で保存）なお、ファイル容量は3MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく3MB以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事内訳書について契約担当役（これらの補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第30に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

入札書、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、紙入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 契約担当役の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利を生じるものではない。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、契約責任者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書と入札書を別々の封筒に入れて、各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

(1) 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人豊橋技術科学大学工事請負等契約取扱要領第12条の規定（低入札価格調査）に該当する場合は、同要領第13条の調査（低入札価格調査）を行うものである。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

16 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものである。

17 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、作成するものとする。

19 支払条件

請負代金（前払い金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回に支払うものとする。

20 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約をするものとする。

21 再苦情申立て

契約責任者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

以内に書面により文部科学省大臣官房文教施設企画部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：平成24年12月20日（木）から平成25年1月7日（月）までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く）9時00分から17時00分まで。

② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

23 手続きによる交渉の有無 無

24 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

25 その他

- (1) 入札の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は競争加入者心得（豊橋技術科学大学HPに掲載：下記アドレス）を熟読し、競争者心得を遵守すること。
豊橋技術科学大学トップページ：企業の方：工事入札情報
<http://www.tut.ac.jp/sitemap/company.html>
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることは出来ないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。
- (7) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記の通りとする。
 - ①システム操作・継続確認等の問い合わせ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話050-5546-8368
 - ②ICカードの不具合等発生等の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締切時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記5に連絡すること。

別紙

最低基準価格を下回った場合の取扱について

- 1 最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、国立大学法人豊橋技術科学大学工事請負等契約取扱要領第12条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に10分の9.35を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

- 2 入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人豊橋技術科学大学工事請負等契約取扱要領第13条に基づき調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関へ照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) (1) から (9) までの事情聴取した結果について調査確認
- (11) (9) の公共工事の成績状況
- (12) その他必要な事項

工事請負契約書(案)

工事名 国立大学法人豊橋技術科学大学高師住宅1号棟他屋上防水改修工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係わる消費税額及び地方消費税の額 円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に105分の5を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人豊橋技術科学大学契約担当役事務局長 辻 敏明 と
受注者 との間において、上記の工事について、
上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。
第2条 工事は、愛知県豊橋市北山町東浦1-7において施工する。
第3条 着工時期は、平成24年 月 日とする。
第4条 完成期限は、平成25年 3月28日とする。
第5条 契約保証金は、 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。
第7条 請負代金(前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。
第8条 請負代金は、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から14日以内にするものとする。
第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人豊橋技術科学大学施設環境課に送付するものとする。
第10条 完成通知書は、国立大学法人豊橋技術科学大学施設環境課に送付するものとする。
第11条 別記の国立大学法人豊橋技術科学大学工事請負契約基準第10第1項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」と読み替えるものとする。
第12条 別記の国立大学法人豊橋技術科学大学工事請負契約基準第34第8項、第40第2項、第40第3項及び第46第3項中の遅延利息率は「年3.1%」である。
第13条 この契約についての一般的約定事項は、別記の国立大学法人豊橋技術科学大学が定めた工事請負契約基準によるものとする。
第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

発注者 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
国立大学法人豊橋技術科学大学
契約担当役
事務局長 辻 敏明

受注者